

総社市民会館条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成31年3月22日

総社市教育委員会教育長 山中 榮 輔

総社市教育委員会規則第7号

総社市民会館条例施行規則を廃止する規則

総社市民会館条例施行規則（平成17年総社市教育委員会規則第17号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。